2．特別事業再編の内容

⑴　特別事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。

②　計画において組み合わせて一体的に活用される申請事業者及び他の会社又は外国法人の経営資源について、その活用の方法として、商品又は役務の開発、資材調達、生産、販売、提供等における協力を行う方法について、具体的に記載する。

③　事業の構造の変更と新たな需要を相当程度開拓する新事業活動とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。

④　③の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

ホ　申請者である事業者が他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価が株式のみであること。

ヘ　当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額から当該申請事業者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ること。

ト　計画の対象となる新事業活動について、法第２条第12項第２号イからハまでに掲げる事業活動のいずれかに該当すること（法第２条第12項第２号ハに掲げる事業活動を記載する場合は、中核的事業に該当する理由を記載すること）。

⑵　特別事業再編を行う場所の住所を記載する。

⑶　関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第２条第８項の関係事業者若しくは法第30条第１項の特定関係事業者又は法第２条第９項の外国関係法人であることの説明を記載する。

⑷　別表１により、特別事業再編を実施するための措置のうち事業の構造の変更の内容について、次の内容を記載する。

①　特別事業再編として実施する措置について、法第２条第12項第１号イ又はロの措置の別に応じ、該当する欄にその具体的内容を記載する。

②　特別事業再編計画に、法第２条第11項第１号イからワまでに掲げる措置を含めることとする場合には、法第２条第11項第１号イからワまでの措置の別に応じ、該当する欄に具体的内容を記載する。

⑸　別表１により、特別事業再編を実施するための措置のうち新たな需要を相当程度開拓する新事業活動の内容については、法第２条第12項第２号イからハまでに掲げる事業活動の別に応じ、該当する欄に具体的内容（同号ハに該当する事業活動にあっては中核的事業の割合の相当程度の増加に関する事項を含む。）を記載する。

⑹　別表２により、特別事業再編において対価として交付する株式について、交付を見込む株式及び取得を見込む株式又は持分に関する事項を記載する。

⑺　別表３により、特別事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

⑻　別表４により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

3．特別事業再編の実施時期

⑴　特別事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

⑵　別表５により、毎事業年度の実施予定を記載する。

4．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

5．特別事業再編に伴う労務に関する事項

⑴　特別事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下⑸まで同じ。）

⑵　特別事業再編の終了時期の従業員数

⑶　特別事業再編に充てる予定の従業員数

⑷　⑶のうち、新規採用される従業員数

⑸　特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

6．その他

⑴　令第４条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第４条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

⑵　令第４条第１号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

⑶　令第４条第２号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項は、別表７により記載する。

⑷　法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表８により記載する。

⑸　法第31条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表９により記載する。

⑹　法第32条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。

⑺　法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表１

1．特別事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第12項第１号の要件		
イ　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
ロ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		